

○筑波大学入学手続等における提出書類に関する法人細則

〔平成17年9月29日〕
法人細則第30号

改正 平成25年法人細則第2号

平成31年法人細則第17号

令和元年法人細則第16号

令和2年法人細則第22号

令和2年法人細則第23号

筑波大学入学手続等における提出書類に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第15条第1項（同規則第19条第5項において準用する場合を含む。）及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第18条第1項（同規則第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、入学手続等における提出書類に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 提出書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 卒業証明書又は修了証明書（卒業見込み又は修了見込みで出願した者に限る。）
- (2) 誓約書（別記様式）
- (3) その他学長が必要と認めるもの

附 則

この法人細則は、平成17年9月29日から施行する。

附 則（平25. 2. 5法人細則2号）

この法人細則は、平成25年2月5日から施行する。

附 則（平31. 4. 26法人細則17号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26法人細則16号）

(施行期日)

1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年度法

人規則第15号) 附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る入学手続等において提出する誓約書については、この法人細則による改正後の別記様式によるものとする。この場合において、別記様式中「大学院・研究群・学位プログラム」及び「大学院・専攻」とあるのは「研究科・専攻」又は「研究科・学位プログラム」と読み替えて適用する。

附 則 (令2.10.22法人細則22号)

この法人細則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令2.10.22法人細則23号)

この法人細則は、令和2年11月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

誓 約 書

このたび、貴学に入学を許可されました上は、学生としての本分に従って学業（研究）に精進するとともに、筑波大学学群学則、筑波大学大学院学則その他の法人規則等を遵守することを誓います。

年 月 日

筑波大学長 殿

学群・学類又は総合学域群・類 _____
(学術院・研究群・学位プログラム _____)
(学術院・専攻 _____)
[グローバル教育院・学位プログラム _____]

※学 年 第 _____ 年次
氏 名 _____

- (備考) 1. () 内は大学院への入学の場合
2. [] 内はグローバル教育院への入学の場合
3. ※は編入学、転入学又は再入学の場合に記載すること。